

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 15 条第 3 項の規定に基づき、小山水処理センター汚泥処理・有効利用施設整備及び運営事業に係る事業契約の内容を公表します。

令和 3 年 11 月 18 日

小山市

下水道事業管理者 小山市長 浅野 正富

- 1 公共施設等の名称及び立地
小山水処理センター
栃木県小山市塩沢 609 番地
- 2 選定事業者の称号又は名称
小山エナジーサイクル株式会社
代表取締役 岩崎 巧
- 3 公共施設等の整備等の内容
 - (1) 本施設の設計・建設業務
 - ア 設計業務
 - a 実施設計業務
 - b 設計に伴う各種申請等の業務
 - c 市が実施する近隣説明への協力
 - イ 建設業務
 - a 建設用地の造成業務
 - b 新規施設の建設業務（各種申請業務、近隣調整及び準備調査等含む。）
 - c 試運転業務
 - d その他建設に必要な関連業務（完工検査、各種申請図書の提出等）
 - (2) 本施設の維持管理・運營業務
 - ア 維持管理・運営計画等の策定業務
 - イ 保全管理業務
 - a 保守点検業務
 - b 修繕業務
 - ウ 運転管理業務
 - a 本施設の運転操作及び監視業務
 - b 分析業務
 - c 報告業務
 - d ユーティリティ等の調達・管理業務
 - e 固形燃料の安全管理業務
 - f エネルギー管理業務
 - エ 固形燃料の利用
 - オ 栃木県下水道資源工場への脱水汚泥の搬出
 - カ その他維持管理・運営に必要な関連業務
 - a 衛生管理業務
 - b 外構管理業務

- c 保安管理業務
- d 非常時対応業務
- e 見学者対応、パンフレット等作成業務
- f 住民対応業務（技術提案書に基づき実施される事業の内容に対する要望、訴訟等への対応）
- g スtockマネジメント計画における調査データの整理・協力
- h 汚泥スクリーンかすの搬出業務
- オ 事業終了時の市への引継ぎ業務
 - a 事業終了後の市の修繕・更新等への提案業務
 - b 市への引継業務

4 契約期間

事業本契約締結日（令和3年11月18日）から令和26年3月31日まで

5 契約金額

金7,720,417,502円（うち消費税及び地方消費税金690,121,370円）

ただし、約款に定めるところに従って金額の改定又は減額がなされた場合には、当該改定又は減額がなされた金額とする。

6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

[小山水処理センター汚泥処理・有効利用施設整備及び運営事業 事業契約約款（抄）]

（市による任意解除）

第61条 市は、事業者と協議のうえ、本事業期間中、1年前までに事業者に通知することにより、本契約の全部又は一部を任意に解除することができる。

（事業者の債務不履行等による解除）

第62条 次の各号のいずれかに該当するときは、市は、特段の催告をすることなく、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 事業者が、正当な理由なく、設計業務又は建設業務に着手すべき時期を過ぎてもそれらに着手せず、かつ市が相当期間を定めて催告しても、当該遅延につき事業者から市が満足する説明が得られないとき。
- (2) 事業者が、正当な理由なく維持管理・運営業務に着手しないとき又は引渡予定日以降事業者が維持管理・運営業務に着手できないことが明らかであるとき。
- (3) 事業者が、本契約上の義務又は法令等に違反し、かつ市が相当期間を定めて催告

したにもかかわらず、当該相当期間内にその違反が治癒されないとき。

- (4) 正当な理由なく、第 35 条第 1 項の履行の追完がされないとき。
- (5) 事業者が、本契約に基づき市に対してした報告の内容に著しい虚偽があったとき。
- (6) 事業者について、その破産、会社更生、民事再生若しくは特別清算の手續の開始その他これらに類似する倒産手續の開始の申立てがあったとき、又は事業者が支払不能又は支払停止となったとき。
- (7) 事業者が、本事業を実施する上で必要な許認可等を取り消され、又は行政機関により営業の停止を命じられたとき。
- (8) 事業者が本事業を放棄したと認められるとき。
- (9) 事業者又は事業者の代表者、代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人が、本事業の入札に関して、入札の公正な執行を妨げ、又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために行動したと認められるとき。
- (10) 基本協定が解除されたとき。
- (11) 事業者が、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する者に該当することとなったとき
- (12) 事業者が、次のいずれかに該当するとき。
 - ア 役員等（その役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下この号において同じ。）であると認められるとき
 - イ 暴力団（暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき
 - エ 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき
 - カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき
 - キ アからオまでのいずれかに該当するものを下請契約、資材、原材料の購入契約

その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、市が事業者に対して当該契約の解除を求め、事業者がこれに従わなかったとき

(13) 前各号に規定する場合のほか、事業者が適用のある法令等、本契約に違反し、その違反により、若しくは、事業者が本契約上の債務の履行拒絶若しくはその責めに帰すべき事由による本契約上の債務の履行不能により本事業の目的を達することができないと市が認めるとき。

2 市は、前項各号に定めるところのほか、第 52 条及び第 53 条に定めるところに従って実施されたモニタリングの結果、事業者が実施する設計業務、建設業務又は維持管理・運營業務の水準が入札説明書等において市が要求した本事業の業務水準を満たさないと認めた場合、別紙 7（モニタリング及び減額の方法と基準）に定める措置として、本契約の全部を解除することができる。

（市の債務不履行による解除）

第 63 条 市が本契約上の義務に違反し、かつ事業者による通知の後 60 日以内に当該違反を改善しない場合、事業者は、本契約の全部を解除することができる。

2 市が、本契約に定めるところに従って支払うべき金銭の支払いを遅延した場合、当該金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定した割合を乗じて計算した（ただし、1 年を 365 日とする日割計算とする。）金額を事業者に対し遅延損害金として支払うものとする。

（法令等の変更又は不可抗力）

第 64 条 法令等の変更若しくは不可抗力により、費用等を生じたとき、本契約にしたがった設計業務、建設業務又は維持管理・運營業務の遂行ができなくなったとき、その他本事業の実施が不可能となったと認められる場合、又は、法令等の変更若しくは不可抗力により、本事業を遂行するために追加的な費用が必要な場合、事業者は市に対して、速やかにその旨を通知するものとし、市及び事業者は、本契約、入札説明書等及び技術提案書の変更並びに費用等の負担その他必要となる事項について、協議するものとする。

2 法令等の変更又は不可抗力が生じた日から 60 日以内に前項の協議が調わない場合、市は事業者に対して、当該法令等の変更又は不可抗力に対する対応を指図することができる。事業者は、当該指図に従い、本事業を継続するものとし、また費用等の負担は別紙 4（不可抗力による費用等の負担割合）及び別紙 5（法令等の変更による費用等の負担割合）に記載する負担割合によるものとする。

3 前項の定めるところにかかわらず、法令等の変更又は不可抗力が生じた日から 60 日以内に第 1 項の協議が調わない場合で、かつ本契約の履行に多大の費用を要すると判断される場合は、市は、本契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

(引渡日前の解除)

第 66 条 引渡日(同日を含まない。)前に第 61 条ないし第 64 条に定めるところにより本契約の全部又は一部が解除された場合、本契約は、当該解除の対象となった部分につき、将来に向かって終了するものとし、本契約の全部が解除された場合の新規施設の取扱いについては、市及び事業者は、以下の各号に定めるところに従うものとする。

- (1) 第 62 条に基づく解除の場合は、市は、事業者の費用負担において新規施設の出来形部分を検査したうえで、検査に合格した部分(以下「合格部分」という。)の全部又は一部の引渡しを受けることができる。この場合において、市は、サービス購入料 A-1 及びサービス購入料 A-2(ただし、割賦金利相当額を除く。)のうち引渡しを受けた部分に係る未払いの対価を支払うものとし、市はその対価の支払債務と、第 68 条第 1 項第 1 号に定めるところの事業者に対する違約金支払請求権及び第 68 条第 4 項の損害賠償請求権とを対当額で相殺することができ、なお残額があるときは、支払い時点までの利息(政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定した割合とし、1 年を 365 日とした日割計算により算出する。)を付したうえで、一括払い又は分割払いにより事業者に対して支払うものとする。
- (2) 第 61 条又は第 63 条に基づく解除の場合は、市は、その費用負担において新規施設の出来形部分を検査したうえで、合格部分の全部又は一部の引渡しを受けるものとする。この場合において、市は、サービス購入料 A-1 及びサービス購入料 A-2(ただし、割賦金利相当額を除く。)のうち引渡しを受けた部分に係る未払いの対価及び第 68 条第 5 項に定めるところの損害賠償額の総額に支払い時点までの利息(政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定した割合とし、1 年を 365 日とした日割計算により算出する。)を付したうえで、一括払い又は分割払いにより事業者に対して支払うものとする。
- (3) 第 64 条に基づく解除の場合は、市は、その費用負担において新規施設の出来形部分を検査したうえで、合格部分の全部又は一部の引渡しを受けるものとする。この場合において、市は、サービス購入料 A-1 及びサービス購入料 A-2(ただし、割賦金利相当額を除く。)のうち引渡しを受けた部分に係る未払いの対価に支払い時点までの利息(政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定した割合とし、1 年を 365 日とした日割計算により算出する。)を付したうえで、一括払い又は分割払いにより事業者に対して支払うものとする。
- (4) 前各号に定めるところの新規施設の検査に際して、市が必要と認めるときは、市は、その理由を事前に事業者に対して通知したうえで、新規施設を最小限度破壊して検査することができる。

2 前項にかかわらず、引渡日（同日を含まない。）前に本契約の全部が解除された場合で、建設業務の進捗状況を考慮して、本事業用地の部分的な更地化若しくは原状回復又はその両方が社会通念上合理的であると市が判断したときは、市は事業者に対して、そのいずれかを請求することができ、事業者はこれに従うものとする。この場合、解除が第 61 条又は第 63 条に基づくときは、市がその費用を負担するものとし、第 62 条に基づくときは、事業者がその費用を負担するものとする。ただし、事業者が正当な理由なく相当期間内にかかる更地化若しくは原状回復又はその両方を行わないときは、市は事業者に代わりそのいずれかを行うことができるものとし、これに要した費用については、第 62 条による解除の場合は事業者がこれを負担し、市の請求に従って支払うものとする。この場合、事業者は、市の処分及びその費用について異議を申し出ることができない。

（引渡日後の解除の効力）

第 67 条 引渡日（同日を含む。）後に第 61 条ないし第 64 条に定めるところにより本契約の全部又は一部が解除された場合、本契約は、当該解除の対象となった部分につき、将来に向かって終了する。この場合、市は、第 33 条に定めるところに従って引渡しを受けた新規施設の所有権を引き続き有するものとする。

2 引渡日（同日を含む。）後に第 61 条ないし第 64 条に定めるところにより本契約の全部が解除された場合、市は、本契約の解除後速やかに本施設の現況を検査したうえ、本施設に事業者の責めに帰すべき事由による損傷等が認められたときは、事業者に対してその補修を求めることができる。事業者は、その費用負担において本施設の補修を実施するものとし、補修完了後、速やかに市に対してその旨を通知するものとする。市は、当該通知の受領後速やかに補修の完了検査を行うものとする。

3 前項の手續終了後、事業者は、速やかに、維持管理・運營業務を市又は市の指定する第三者に引き継ぐものとし、市又は当該第三者が維持管理・運營業務を引き継ぐために必要な一切の行為を行うものとする。

4 前項に定めるところに従って、市又は市の指定する第三者が維持管理・運營業務を引き継いだ後、市及び事業者は、以下の各号に定めるところに従って、サービス購入料を取り扱うものとする。

(1) 第 62 条に基づく解除の場合は、市は、事業者に対し、未払いのサービス購入料 A-1 及びサービス購入料 A-2 の合計額を、別紙 3（サービス購入料の構成及び支払方法）の定めるところに従い支払うものとし、市はその対価の支払債務と、次条第 1 項第 2 号に定めるところの事業者に対する違約金支払請求権及び次条第 4 項の損害賠償請求権とを対当額で相殺することができるものとする。なお、事業者の責めに帰すべき事由により本施設が損傷しており、修繕を施しても利用が困難であると客観的に判断され、かつ市の被る損害額が未払いのサービス購入料

A-1及びサービス購入料A-2の合計額を上回る場合には、市は、当該未払いのサービス購入料A-1及びサービス購入料A-2の支払い期限が到来したものとみなして、当該対価と損害額を相殺することにより、未払いのサービス購入料A-1及びサービス購入料A-2の合計額の支払義務を免れることができるものとする。

(2) 第61条又は第63条に基づく解除の場合は、市は、事業者に対し、未払いのサービス購入料A-1及びサービス購入料A-2の合計額を、別紙3（サービス購入料の構成及び支払方法）の定めるところに従い支払うとともに、次条第5項に定めるところの損害賠償の総額を、一括払い又は分割払いにより事業者に対して支払うものとする。

(3) 第64条に基づく解除の場合は、市は、事業者に対し、未払いのサービス購入料A-1及びサービス購入料A-2の合計額を、別紙3（サービス購入料の構成及び支払方法）の定めるところに従い支払うものとする。また、市は事業者が維持管理・運営業務を終了させるために要する費用を事業者に対して支払うものとする。

(4) 事由の如何を問わず、解除日以降、市は、サービス購入料B-1及びサービス購入料B-2の支払義務を免れるものとする。ただし、本契約の解除日が属する支払い対象期間に関するサービス購入料B-1及びサービス購入料B-2に関しては、実働ベースで清算を行って支払いを行うものとする。

7 契約金額終了時の措置に関する事項

[小山水処理センター汚泥処理・有効利用施設整備及び運営事業 事業契約約款（抄）]

(契約終了日等)

第59条 本契約は、令和26年3月31日をもって終了するものとする。ただし、本契約の定めるところに従って本契約が解除されたときは、本契約は、その時点において終了する。

2 事業者は、本事業期間の終了日において、維持管理・運営業務を終了するものとする。

(維持管理・運営業務終了時の業務)

第60条 事業者は、維持管理・運営業務の終了に当たり、入札説明書等及び技術提案書に従い、本施設を、事業者による業務の終了後も使用可能な状態で市に引き継ぐものとする。

2 事業者は、入札説明書等及び技術提案書に従い、本事業期間の終了日の6か月前から1か月前までの間に、市の立会いのもと、本施設の性能及び機能の確認を行い、その結

果を記載した施設機能確認報告書を作成し、確認完了後 14 日以内に、市に提出するものとする。

- 3 事業者は、本事業期間終了の 3 か月前から、市又は市が指定する第三者に対して、本施設の基本的な運転方法及び機器の使用方法的技術指導等、維持管理・運營業務の実施に必要な事項の引継ぎを行うものとする。
- 4 事業者は、本事業期間の終了日の 3 か月前までに、入札説明書等及び技術提案書に定めるところに従い、本施設の基本的な運転方法、機器の使用方法的維持管理・運營業務の実施に必要な事項を記載した書面（以下「引継書」という。）を作成して市に提出の上、市の確認を受けるものとする。事業者は、市の求めに応じて、引継書について、必要な説明及び調整を行わなければならない。
- 5 事業者は、施設機能確認報告書に加えて、維持管理・運營業務終了時に、設備台帳その他市の要求する書類を提出するものとする。